



C O N T E N T S

<特集>

1. 現地法人で求められるリスクマネジメント
フェアコンサルティング上海 日本国公認会計士 栗村 英資
2. 太陽グラントソントン ニュースレター
太陽グラントソントン税理士法人 パートナー 税理士 宮島 久美子
中国デスク パートナー 税理士 下岡 郁

<アジアビジネス情報>

- NEXI「中小企業輸出代金保険」
- みなとアジアビジネスセミナー

<ニュース・統計資料>

- アジアニュース・主要経済指標



みなと銀行

国際業務部アジア室

1. 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。 2. 著作権 本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ、本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。 3. 免責 本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡無しに変更されることもあります。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。また、本稿の中で、意見にわたる部分は、筆者の個人的意見であり、筆者の所属する組織の見解を代表するものではありません。

現地法人で求められるリスクマネジメント

フェアコンサルティング上海
日本国公認会計士 栗村 英資

アベノミクスによる円安政策により人民元高が続く中、日系企業は海外出向者の削減によるコスト削減を推進しています。出向で中国に派遣される日本人の数が大幅に減少するものの、以前の管理水準を維持していかなければなりません。すべてを日本水準で管理することが難しい中で、大きなリスクを正確に把握し、リスクの顕在化を抑えていく必要性が以前にも増して高まりつつあると感じます。

1. リスクマネジメントの考え方

リスクマネジメントとは、リスクを特定することから始まり、特定したリスクを分析して、発生頻度（発生確率、possibility）と影響度（ひどさ、severity）の観点から評価した後、発生頻度と影響度の積として求まるリスクレベルに応じて対策を講じる一連のプロセスをいいます。

- (1) リスクの検証と選定
- (2) リスクの分析
- (3) リスク対応手法の検討
- (4) リスク対応システムの構築
- (5) リスク対応状況のモニタリング

(1) リスクの検証と選定

中国の現地法人がどのようなリスクにさらされているかを正確に把握することが求められます。リスクは多岐にわたりますので、JETRO の公開情報等を参考にしながら、網羅的に把握することが求められます。

(2) リスクの分析

(1) で把握したリスクの中で、どのリスクが自社にとって大きな影響を及ぼすかを検討することになります。大きなリスクを正確に把握することにより、会社に甚大な損失が生じることを抑制することができます。

発生可能性 (A<B<C<D<E) と影響度 (1<2<3<4<5) でリスクを配置していきます。

影響度	発生可能性				
	A	B	C	D	E
5					
4					
3					
2					
1					

(3) リスク対応手法の検討

リスク対応手法には以下の 4 つがあるとされています。

- リスク回避
- リスク移転
- リスク制御
- リスク受容

「許容リスク」とは、企業が事業遂行上やむを得ず甘受することを決めた範囲内のリスクです。リスクのないところにビジネスは成立しないため、「許容リスク」を決定し、それを超えるリスクには、上記の4つのいずれかの手法で対応策を講じていくことになります。



(4) リスク対応システムの構築、及び (5) リスク対応状況のモニタリングについては、以下の具体例において、検討を進めます。

2. 事例分析

日系の会社で比較的多く見られるリスクの実例を紹介します。

(1) 労務問題

A社は、日本で採用した中国人が上海工場の実質的な管理者となっており、その中国人がかなりの権限を委譲されていました。人件費高騰に合わせて、工場移転を決定したものの、工場移転に関する説明を一般従業員に行わないまま製造設備の搬出を行った結果、ストに発展し、高額な経済補償金の支払いを余儀なくされました。

現地工場の日本人総経理は着任したばかりで、中国人管理者の意向に従い、製造設備の搬出を決定しました。しかし、現実には中国人管理者と一般従業員との間の労使関係はそれほど良好ではなく、その後実施した総経理と一般従業員との面談で、中国人管理者への不平が相次ぐ結果となりました。

中国人に現地の管理を任せること＝現地化ではありません。適切な管理水準を設定し、その水準を確保することが重要で、そのためのオペレーションを維持できてこそ初めて現地化と言えます。現地法人の管理者として、必要な人材を育成することの重要性が問われた事例と考えます。

(2) PE 課税問題

B社は、中国に現地法人を保有しており製造を行っていますが、販売先が中国の僻地であったため、日本で製造した製品を直接、内資系の中国法人に販売しました。

販売後、内資系の中国法人が同資産を固定資産計上したところ、税務当局から固定資産には本体代と据え付けサービス料が含まれていると指摘を受けました。据え付けサービス料部分に関して、PE（恒久的施設）と認定されてしまい、源泉所得税の納税を余儀なくされました。

同取引に関する契約書を確認したところ、契約書に設備の売却及び据え付けサービスの記載があるものの、契約が1本しか作成されておらず、また、一つの契約書内でそれぞれ

の取引に対する金額が明記されていない状況でした。契約書作成のための事前調査が不十分であったため、現地税務当局に不適切な判断が行える余地を残してしまいましたと言えます。

(3) 会計実務の把握

C社は、日本人営業管理者が1名のみ、それ以外は全て中国の現地スタッフでした。

地場の会計事務所に記帳代行を依頼していましたが、その内容については現地法人側では適切に把握していませんでした。本社にも財務諸表を送付していたが、本社でも簡単に内容を確認する程度でした。

当社が財務内容を確認したところ、数十万円の現金不足及び売掛債権の未回収が判明しました。

中国の現地法人の規模がさほど大きくないこと、中国の財務会計が理解できる日本人が社内にはいないこと等を理由に、現地法人の財務報告内容に対して、責任の所在が明確になっていなかったことが原因と考えられます。

中国の会計ソフトは日本とよく似ていますので、一度、直接確認してみてください。1級科目（コード4桁）の下に、2級科目（コード6桁）、3級科目（コード8桁）の設定があり、明細ごとに残高が確認できます。

科目コード	科目名（科目余額表）
1002	銀行存款
100201	中国銀行 ○○支行
100202	日系銀行 日元戸
1122	应收账款
112201	A社
112202	B社
112203	C社
1221	其他应收款
122101	房租押金 D
122102	房租押金 E
122103	F社
1405	库存商品
140501	国内采购商品
140502	进口商品

(4) 棚卸の実施

D社は、日本人出向者が3名、中国人現地スタッフが20名程度の規模で、日本から製品を輸入し、中国国内で卸売業を営んでいました。

当初、月末の棚卸に際しては必ず日本人が立会を行い、実施状況を確認していましたが、多忙のため、あるタイミングから棚卸への立会をやめ、現地スタッフに任せることにしました。

ある時、販売するための製品が倉庫にないことが判明し、原因を確認したところ、棚卸のデータが改ざんされており、製品が大量に横流しされていることが分かりました。中国人スタッフの半数が関与しており、被害も非常に多額でした。

実物資産については、日本人出向者や日本本社からの内部監査担当者が直接確認することを心がけてください。このようなモニタリングを継続的に実施することにより、不正の発生を抑制することが可能になります。

(5) 債権回収

E社は、顧客が倒産寸前であるとの情報が突如として舞い込み、緊急の対応を検討しました。相手先の破産申請前に何らかの物品を当該会社から購入することで債務を認識しようと試みましたが、購入には至らず、最終的に、かなり多額の債権が貸し倒れる結果となりました。

債権の回収リスクに対する業務フロー（営業担当のローテーション、顧客の財務状況の報告義務等）が構築されていなかったことが原因と考えられます。

リスク回避	リスク移転	リスク制御	リスク受容
<ul style="list-style-type: none"> 取引しない 全て前金 	<ul style="list-style-type: none"> 取引保険への加入 決済条件を銀行保証手形にする 商社を噛ませる 	<ul style="list-style-type: none"> 与信管理規程の徹底 営業担当者のローテーション 	<ul style="list-style-type: none"> 少額債権の取扱

右の表のような対策がありますので、適宜に対応策を検討する必要があります。

本稿では、比較的よく見られるリスクを紹介しました。皆様の会社ではどのように管理されているか、一度再確認をしてみることをお勧めいたします。

フェアコンサルティングの特徴

✓ 専門性

大手会計事務所や税務当局の出身者が多数在籍しており、原則として各拠点に日本人の会計専門家を派遣しています。

各拠点には現地の専門家も勤務しており、各メンバーがチームとなってサービスを提供致します。

✓ 直営

各拠点は提携先ではなく、日本からの直営拠点です。

お客様の様々なニーズに、直営ならではの水準・スピードで対応致します。

✓ 連携

各拠点のメンバーは普段から緊密に連携をとっています。

日本での各拠点の対応はもちろん、複数国に展開されているお客様についてもワンストップで対応致します。



太陽グラントソントン ニュースレター

<http://www.grantthornton.jp/library/newsletter/index.html> より

国際税務ニュースレター

タイ新投資奨励政策とアジア諸国のタックスインセンティブ

昨年 12 月にタイ投資委員会 (BOI) が新投資奨励政策を発表し、2015 年 1 月 1 日以降の申請から適用されています。近年、アジア諸国に進出する日本企業が増加していますが、中でも日本からの進出国として上位を維持しているタイの投資奨励政策の改正は、多くの日本企業に影響を与えると考えられます。そこで、タイの新投資奨励政策を中心に、その他のアジア諸国における投資奨励制度を概観してみます。

1. 旧制度との違い

旧制度と新制度との大きな違いは、旧制度の奨励対象業種から多くの業種が除外されたことと、ゾーン別の恩恵が廃止されたことです。

新制度では、(1) 業種別による投資恩恵 (Activity-based Incentive) と (2) メリットによる追加投資恩典 (Merit-based Incentive) の 2 種類となりました。

奨励対象となる業種 7 区分 (①農業および農産物、②鉱業、セラミックス、基礎金属、③軽工業、④金属製品、機械、運輸機器、⑤電子・電気機械産業、⑥化学工業、紙及びプラスチック、⑦サービス、公共事業) に変更はありませんが、個々の業種ごとにグループ A (A1 から A4) とグループ B (B1 から B2) に分類され、恩典の内容は業種の重要度に応じてグループごとに定められています。

メリットによる追加投資恩典は、国や産業発展に貢献する活動に対する投資を奨励するために追加的に付与されるもので、具体的には、①国の競争力向上、②地方への投資分散、③産業地区の開発に寄与する投資に対して、それぞれ恩典の内容が定められています。

2. 新制度の恩典内容

区分	業種に基づく恩典		メリットベースの恩典			
	法人税免除	その他	競争力向上	地域分散	産業地区開発	
A1	8 年 (免税額の上限なし)	・機械の輸入関税の免除 (B2 を除く) ・輸向け生産品の原材料および資材の輸入関税 1 年免除 (期間延長あり) ・その他、税務以外の恩典 (土地所有許可、ビザの優遇、外貨海外送金許可等)	一定割合または一定額以上の研究開発や研修等を行った場合	所得が低い投資奨励地域、特別経済開発区等に立地した場合	工業団地または奨励される工業地区に立地する場合	
A2	8 年 (投資金額が免除額の上限)		投資金額の 100% から 200% 相当額の法人税免除上限増加			法人税免除期間満了後、更に 5 年間法人税を 50% 免除
A3	5 年 (投資金額が免税額の上限)		収入に対する一定の投資費用の割合に応じて、法人税の免除期間を 1~3 年間追加	法人税免除期間を 3 年間追加	・運送費、電気代、水道代を 10 年間 2 倍控除 ・増加償却	法人税免除期間を 1 年間追加
A4	3 年 (投資金額が免税額の上限)					
B1	—	—	—	—	—	
B2	—	—	—	—	—	

(参照: BOI ウェブサイト http://www.boi.go.th/index.php?page=boi_event_detail&topic_id=12468)

3. その他アジア諸国のタックスインセンティブ

	タイ	インドネシア	ベトナム	フィリピン	マレーシア	シンガポール
法人税率	30%	25%	22%	30%	25%	17%
法人税免除期間	※ 2. 新制度を参照	5年間から10年間（免除期間後2年間法人税率50%軽減）	産業、プロジェクト内容により、10年間以上10%もしくは20%の優遇税率、2年間もしくは4年間免税など	・4年間から6年間（申請により最長8年間まで延長可能） ・免除期間後5%の特別税率	産業、プロジェクト内容により、5年間から10年間、法定所得の70%-100%が免税	最長15年間
根拠法令	投資奨励法	2011年8月15日付財務大臣規定第130号	共通投資法	経済特区法	投資促進法	経済拡大奨励法
適用要件（地域・産業の限度）	※ 2. 新制度を参照	パイオニア産業（基礎金属、基礎有機化学、機械、再生資源、通信機器の5分野）	・奨励投資分野（大きく8分野） ・奨励投資地域	・経済特区（エコゾーン） ・PEZA登録企業	・奨励事業 ・奨励製品	パイオニア企業、特定適格サービス提供企業（政府の裁量により決定）
間接税優遇	機械、輸出向け生産品の原材料及び資材の輸入関税免税	—	一定の物品の輸入関税・輸入税免税、付加価値税免除	輸入関税、輸出税、埠頭税、関税、国内購入品に対するVAT免税	—	—
許認可機関	タイ投資委員会（BOI）	インドネシア投資調整庁（BKPM）	—	フィリピン経済区庁（PEZA）	マレーシア投資調整庁（MIDA）	経済開発庁（EDB）

※タイ欄については、みなと銀行加筆

お見逃しなく！

タイの法人税率は原則30%ですが、時限措置により、現在は20%の軽減税率が適用されています。また、ベトナムの法人税率は2016年から20%に、マレーシアは2016年から24%に引き下げられる予定ですが、一方で2015年4月から6%のGST（マレーシアの物品・サービス税）が導入されています。

執筆者プロフィール

宮島久美子
太陽グラントソントン税理士法人
パートナー 税理士

Big4勤務および外資系大手企業コントローラーを経て、太陽グラントソントン税理士法人に入社。外資系企業および日本企業の税務コンプライアンス業務、外国法人の対日進出、日本法人の海外進出、クロスボーダー組織再編等の国際税務コンサル業務に従事。



中国会計・税務実務ニュースレター

日本親会社が中国子会社に請求する本社管理費について

日本では、持株会社体制を導入した企業グループにおいては、長期的なグループ統括の立場から、親会社が子会社に対して経営・営業の指導を行ったり、法務・財務の間接業務を受託したりすることが一般的です。その場合、各子会社（海外子会社を含む）は経営管理に対する対価（以下、「本社管理費」という）を親会社に支払います。今回は、中国子会社が支払う本社管理費に関わる税務上の取扱いについて紹介します。

1. 前提

日本親会社A社ホールディングスは、その発生する本社管理費を各子会社の売上・人数等の比率に応じて配賦しました。そのうち、中国子会社C社に対して本社管理費の名目として年間4万ドルを請求しています。

しかし、中国子会社C社が中国の企業所得税を確定申告する際、税務局から当該本社管理費については損金不算入の対象となる旨の指摘を受けました。

2. 中国における本社管理費の取扱い

(1) 本社管理費の損金不算入

中国では、企業間で支払う管理費、企業内営業機構間で支払う賃料及び特許権使用費、及び非銀行企業内営業機構間で支払う利息は、企業所得税の計算上控除することができません（企業所得税法实施条例第49条）。

(2) グループ内役務提供対価

しかし、AホールディングスがC社に提供する経営・営業指導および法務・財務の間接業務は、C社の事業活動にとって不可欠であり、もし日本親会社が提供してくれなかったら、他のコンサルティング会社または専門機関に対価を支払って、提供を受けなければならないものと考えられます。

よって、C社は当該活動が自社にとって経済的又は商業的価値を有するものであり、本社管理費の配賦ではなく、グループ内役務提供対価、いわゆるコンサルティング費用に該当すると主張した結果、損金算入が認められました。

3. 移転価格税制上の留意点

我が国の「移転価格事務運営要領」では、海外子会社に対して提供する次のような活動のうち、「経済的または商業的価値」を有する活動については対価の支払いが必要と判断されます。

- ・ 企画又は調整
- ・ 予算の作成又は管理
- ・ 債権の管理又は回収
- ・ 情報通信システムの運用、保守又は管理
- ・ キャッシュフロー又は支払能力の管理
- ・ 資金の運用又は調達
- ・ 利率又は外国為替レートに係るリスク管理
- ・ 製造、購買、物流又はマーケティングに係る支援
- ・ 従業員の雇用、配置又は教育
- ・ 従業員の給与、保険等に関する事務
- ・ 広告宣伝

一方、親会社が実施する株主総会の開催や株式の発行など、親会社が遵守すべき法令に基づいて行う活動や、親会社が金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を作成するための活動、いわゆる「株主活動」は含まれない旨も明確にされています。

お見逃しなく！

C社が当該本社管理費を日本に送金する場合、中国の「サービス貿易等項目の対外支払いの税務届出手続きに関する問題の公告」により、5 万米ドル相当額以下の対外送金について、税務証明が不要とされ、送金手続きが簡素化されています。

一方、5 万米ドル相当額を超えるコンサルティングフィーに関しては、当該コンサルティング役務内容を明確にする書類を整備し、税務局にて源泉税を納付したうえで送金することになります。また、本社管理費としての送金申請は立替項目に該当し、送金できない可能性もあります。

執筆者プロフィール

下岡 郁

太陽グラントソントン税理士法人

中国デスク パートナー 税理士

中国政法大学 法学部卒業

中国吉林省出身。1993 年中国司法試験に合格、中国の弁護士事務所勤務。

1994 年来日以来、日中ビジネス、主に会計及び税務業務に従事。

2000 年日本税理士試験合格。中国子会社の総経理及び上海駐在員事務所の首席代表を経験して、現在中国デスク担当パートナー。



太陽グラントソントン税理士法人

国際・国内税務会計のコンサルティング専門集団として 1971 年の設立。毎年変更・改正され「複雑化する税務問題」、適正な課税を求めて「一般化する税務訴訟」、ボーダレス化を背景に「多様化する選択肢」に対応すべく、各種税務相談、税務戦略立案・実行から税務訴訟対応まで税のあらゆる分野において総合的ソリューションを提供。

URL： www.gtjapan.jp

主なサービス：国際/国内税務、税務申告、連結決算・連結納税スキーム設計、税務リスク・スクリーニング、移転価格税制コンサルティング、中国税務コンサルティング、関係会社間取引設計/税務コンサルティング、企業再編税務アドバイス、税務訴訟、外資系企業に対する会計帳簿作成・給与計算、外国人所得税コンサルティング

海外ジャパンデスク

日本企業の海外事業展開を支援するため、太陽グラントソントンは、13 カ国 21 拠点に日本語対応可能なプロフェッショナルを配し、高品質かつきめ細やかなサービスを提供しています。現地法人・支店等の監査をはじめ、新規海外進出、進出後の各国の税務・会計規則へのコンプライアンス、M&A、また海外展開を戦略的に見直す場合のビジネスアドバイザー等の幅広いサービスを日本語で提供しています。

海外ジャパンデスク拠点：中国(北京、上海、広州/香港)、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム(ハノイ、ホーチミン)、米国(シカゴ、ニューヨーク、ワシントン DC、シアトル、サンフランシスコ、アーバイン)、カナダ、メキシコ、英国

太陽グラントソントン ニュースレターは、同社ウェブサイトでご覧いただけます。
<http://www.grantthornton.jp/library/newsletter/index.html>

日本貿易保険 (NEXI)

日本貿易保険 (NEXI) は、貿易保険により貸し倒れによる代金回収等の取引リスクをカバーし、海外取引を行う企業の皆さまをサポートします

中小企業輸出代金保険

～中小・中堅企業の皆さまの輸出取引をサポートします～

- ① 資本金 10 億円未満の中小・中堅企業を対象とした保険です。
- ② 船積後の代金回収不能リスクのみをカバーする保険です。(船積前のリスクはカバーしません)
- ③ 迅速に保険金をお支払いします。(原則として保険金請求後1カ月以内に保険金を支払います)

てん補範囲・
付保率

	船積前 (輸出不能)	船積後 (代金回収不能)
非常危険	てん補対象外	95%
信用危険	てん補対象外	95%

対象となる契約等

- 日本からの輸出貨物を対象に、契約金額 5,000 万円以下、かつ、バイヤーの与信枠内であることが必要です。
- 船積日から決済日までの期間が 180 日以内の輸出契約が対象です。

申込み方法

- 船積予定日の 30 日前から船積の前日までの間にお申込ください。
- 海外バイヤーに対する事前の審査が必要です。

みなと銀行の紹介・取次ぎによるお申込み

貿易保険の利用特典のご紹介

中小企業輸出代金保険の 保険料10%割引

- NEXI と提携する地域金融機関と融資等の取引がある場合に限りです。
- 中小企業輸出代金保険は、中小・中堅企業の皆様の輸出取引をサポートするための専用商品です。

輸出取引先の信用調査費用が 8件まで無料

- 中小企業基本法に基づく「中小企業者」からのお申込みに限りです。
*NEXI による審査結果のみを通知し、調査報告書等はお渡しできません。

詳しくは、みなと銀行国際業務部アジア室 (TEL:078-333-3283) または、お取引店の担当者まで、お問い合わせください。

“野村総研 生抜き”が語るジャパンブランドの生きる道

みなと銀行 一般財団法人ひょうご経済研究所

みなとアジアビジネスセミナー

『2020年の日本』シリーズの野村総合研究所 理事長 谷川史郎氏に、自らの良さを知り「ジャパン・ブランド」をどのように海外市場に“売って出る”のかを語っていただきます。第2部では、海外市場で活躍する方々の体験談から、具体的なアジアでの販路開拓について、シンポジウム形式でご紹介します。

2015年6月15日(月) 14:00～16:15

第1部 基調講演

「アジアへ売る」(仮)

～中国・アセアンへの日本の輸出、インバウンド、
ブランド戦略などの強化策について～

講師：野村総合研究所 理事長 谷川 史郎 氏



【プロフィール】

1980年3月早稲田大学工学部卒業、同年4月野村総合研究所入社。
2002年4月執行役員、2006年4月常務執行役員コンサルティング事業本部長、
2012年4月取締役専務執行役員 コンサルティング事業担当 未来創発センター長、
2014年6月理事長就任。
著書に、『2020年の日本 革新者の時代』、『日本人の「稼ぐ力」を最大化せよ』(共に東洋経済新報社)など多数。

第2部 アジア進出に関するシンポジウム

～様々な形態でのアジアへの販売の着想と手法をシンポジウム形式で紹介～

パネリスト： 株式会社エコリング 代表取締役 桑田一成 氏
株式会社マキヰズ 代表取締役 野田良安 氏
株式会社ビジネスガイド社 代表取締役社長 芳賀信享 氏
株式会社野村総合研究所 理事長 谷川史郎 氏

会場	大森・みなとビル6階セミナーホール (神戸市中央区多聞通2-1-2) ※JR神戸駅 北へ徒歩約5分
参加料	無料
定員	約100名
開催者	主催：株式会社みなと銀行、一般財団法人ひょうご経済研究所 後援：ひょうご・神戸国際ビジネススクエア(ジェットロ神戸、ひょうご海外ビジネスセンター、神戸市アジア進出支援センター)、みなとコンサルティング株式会社

お申込みは、みなと銀行国際業務部アジア室(TEL:078-333-3283)または、お取引店の担当者まで、お申し出ください。

アジアニュース・主要経済指標

【中国】

中国国家統計局は、2015年1～3月期の実質GDP成長率が前年同期比7.0%増となったことを発表した。これはリーマン・ショック後の景気落込み以来の低い水準で、景気鈍化が鮮明になった。

これを受けるかたちで、中国人民銀行（中央銀行）は預金準備率を大幅に1%下げると発表、2月に引き続いての追加金融緩和で景気の下支えを行う。

【タイ】

タイ中央銀行は4月29日、政策金利となる1日物レポ金利を0.25%引き下げ、年1.50%とすることを決定した。利下げは前月に引き続き連続となった。2015年第1四半期のタイ経済は財政支出の拡大や観光収入の増加といったプラス要因はあるものの、輸出や民間消費の低迷したことが指摘された。

【ベトナム】

ベトナム統計総局は、4月の消費者物価指数（CPI）が前月比0.14%上昇したと発表した。電機やガソリンの値上げが理由とみられ、2ヶ月連続でプラスを記録したが、前年同月比では0.99%上昇と、インフレは依然落ち着いている。

【シンガポール】

3月のシンガポール住宅価格指数（SRPI）速報値は、前月比0.2%となり5ヵ月ぶりに上昇したが、不動産コンサルタントのSLPインターナショナル・プロパティ・コンサルタントは、今年年間では3～6%下落すると予想している。

■通貨（対ドル為替相場、年末・月末時点相場）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
	JPY	CNY	HKD	KRW	TWD	SGD	THB	MYR	VND	IDR	PHP	INR
2008年12月	90.22	6.8255	7.7502	1259.55	32.820	1.4445	34.690	3.4525	17,486	10,900	47.375	48.6775
2009年12月	92.38	6.8271	7.7544	1157.00	31.980	1.4018	33.295	3.4235	18,479	9,390	46.100	46.5200
2010年12月	81.32	6.5897	7.7726	1121.00	29.145	1.2823	29.980	3.0635	19,498	8,978	43.620	44.7100
2011年12月	77.36	6.3026	7.7678	1161.48	30.318	1.2971	31.560	3.1733	21,049	9,068	43.810	53.1838
2012年12月	86.10	6.2316	7.7506	1065.26	29.011	1.2214	30.578	3.0566	20,835	9,637	41.005	54.7850
2013年12月	104.99	6.0556	7.7539	1052.43	29.823	1.2641	32.765	3.2785	21,105	12,173	44.390	61.8553
2014年12月	119.44	6.2052	7.7545	1087.60	31.642	1.3217	32.880	3.4965	21,388	12,412	44.788	63.1253
2015年1月	117.58	6.2543	7.7525	1101.50	31.628	1.3526	32.760	3.6336	21,345	12,721	44.140	62.0250
2月	119.37	6.2671	7.7545	1100.27	31.484	1.3601	32.328	3.6102	21,348	12,950	44.117	61.7950
3月	119.91	6.1999	7.7541	1109.00	31.287	1.3745	32.538	3.7060	21,555	13,064	44.639	62.5825
4月	118.95	6.1992	7.7505	1074.31	30.595	1.3207	32.968	3.5603	21,600	12,961	44.660	63.5225
2012年末比 対USD増減	-38.15%	0.52%	0.00%	-0.85%	-5.46%	-8.13%	-7.82%	-16.48%	-3.67%	-34.49%	-8.91%	-15.95%
2013年末比 対USD増減	-13.30%	-2.37%	0.04%	-2.08%	-2.59%	-4.48%	-0.62%	-8.60%	-2.35%	-6.47%	-0.61%	-2.70%

■政策金利（年末・月末時点）

	日本		中国		香港	韓国	台湾	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
	無担保コール 翌日物	3Month -TIBOR	1W -SHIBOR	1年物 貸出金利	HKMA香港 ベースレ ート	韓国 オフィシャルレ ート	台湾中銀 ディスカントレ ート	タイ 翌日物金利	MAOPRATE Index	VNDIBASE Index	インドネシア リアレンジレ ート	フィリピン翌日物 借入金利	インド レポレート
2008年12月	0.10	0.74250	1.0757	5.31	0.50	3.00	2.0000	2.75	3.25	8.50	9.25	5.50	6.50
2009年12月	0.10	0.46364	1.5650	5.31	0.50	2.00	1.2500	1.25	2.00	8.00	6.50	4.00	4.75
2010年12月	0.10	0.34000	6.3867	5.81	0.50	2.50	1.6250	2.00	2.75	9.00	6.50	4.00	6.25
2011年12月	0.10	0.33643	6.3300	6.56	0.50	3.25	1.8750	3.50	3.00	9.00	6.00	4.50	8.50
2012年12月	0.10	0.30917	4.5800	6.00	0.50	2.75	1.8750	2.75	3.00	9.00	5.75	3.50	8.00
2013年12月	※	0.22091	5.2500	6.00	0.50	2.75	1.8750	2.00	3.00	9.00	7.50	3.50	7.75
2014年12月		0.18090	4.6390	5.60	0.50	2.00	1.8750	2.00	3.25	9.00	7.75	4.00	8.00
2015年1月		0.17273	4.0260	5.60	0.50	2.00	1.8750	2.00	3.25	9.00	7.75	4.00	7.75
2015年2月		0.17182	4.7150	5.60	0.50	2.00	1.8750	2.00	3.25	9.00	7.50	4.00	7.75
2015年3月		0.17182	3.8860	5.35	0.50	1.75	1.8750	1.75	3.25	9.00	7.50	4.00	7.50
2015年4月	0.17182	2.4300	5.35	0.50	1.75	1.8750	1.50	3.25	9.00	7.50	4.00	7.50	

※日銀は2013年4月より金融市場調節の操作目標をマネタリーベースに変更

■実質GDP成長率（前年比、前年同期比）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
2007年	2.2	14.2	6.5	5.5	6.5	9.1	5.0	6.3	7.1	6.4	6.6	9.7
2008年	-1.0	9.6	2.1	2.8	0.7	1.9	2.5	4.8	5.7	7.7	4.2	8.2
2009年	-5.5	9.2	-2.5	0.7	-1.6	-0.6	-2.3	-1.5	5.4	4.7	1.1	6.6
2010年	4.7	10.4	6.8	6.5	10.6	15.4	7.8	7.4	6.4	6.4	7.6	9.4
2011年	-0.5	9.3	4.8	3.7	3.8	5.3	0.1	5.2	6.2	6.2	3.7	7.7
2012年	1.8	7.7	1.7	2.3	2.1	2.5	6.5	5.6	5.3	6.0	6.8	4.8
2013年	1.6	7.7	2.9	2.9	2.2	4.4	2.9	4.7	5.4	5.6	7.2	4.7
2014年1月～3月	5.1	7.4	2.6	3.9	3.4	1.8	-0.5	6.2	5.1	5.1	5.6	4.6
4月～6月	-6.4	7.5	1.8	3.4	3.9	-0.5	0.4	6.5	5.2	5.0	6.4	5.7
7月～9月	-2.6	7.3	2.7	3.3	4.3	2.6	0.6	5.6	5.6	4.9	5.3	5.3
10月～12月	1.5	7.3	2.2	2.7	3.4	4.9	2.3	5.8	6.0	5.0	6.9	
2015年1月～3月		7.0		2.4	3.5	1.1			6.0			

■CPI消費者物価指数（前年比、前年同月比）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
2007年	0.06	4.77	2.01	2.50	1.80	2.11	2.24	2.00	12.63	6.40	2.95	6.38
2008年	1.38	5.90	4.32	4.70	3.52	6.63	5.47	5.43	19.89	10.27	8.16	8.32
2009年	-1.34	-0.68	0.52	2.80	-0.86	0.63	-0.81	0.65	6.52	4.90	4.25	10.83
2010年	-0.70	3.33	2.38	3.00	0.96	2.83	3.28	1.72	11.75	5.13	3.78	12.11
2011年	-0.28	5.42	5.28	4.00	1.42	5.24	3.81	3.18	18.13	5.37	4.73	8.87
2012年	-0.04	2.65	4.06	2.20	1.93	4.58	3.02	1.68	6.81	3.98	3.16	9.30
2013年	0.35	2.63	4.33	1.30	0.79	2.38	2.19	2.09	6.04	6.40	2.93	10.92
2014年	2.73	1.99	4.43	1.30	1.20	1.03	1.90	3.16	1.84	6.42	4.18	6.38
2015年1月	2.40	0.80	4.10	0.80	-0.94	-0.40	-0.41	1.00	0.94	6.96	2.40	5.19
2月	2.20	1.40	4.60	0.50	-0.20	-0.30	-0.52	0.10	0.34	6.29	2.50	5.37
3月	2.30	1.40	4.50	0.40	-0.61	-0.30	-0.57	0.90	0.93	6.38	2.40	5.17
4月				0.40					0.99			

■株価（年末・月末時点相場 ※2008年は12月1日時点相場）

	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	インドネシア	フィリピン	インド
	日経平均株価	上海総合指数	香港恒生指数	韓国総合 株価指数	台湾加権指数	ST指数	SET指数	クアラルンプール 総合指数	ベトナムVN指数	ジャカルタ総合指数	フィリピン総合指数	NIFTY指数
2008年12月	8,859.56	1,820.81	14,387.48	1,124.47	4,591.22	1,761.56	449.96	876.75	315.62	1,355.41	1,872.85	2,959.15
2009年12月	10,546.44	3,277.14	21,872.50	1,682.77	8,188.11	2,897.62	734.54	1,272.78	494.77	2,534.36	3,052.68	5,201.05
2010年12月	10,228.92	2,808.08	23,035.45	2,051.00	8,972.50	3,190.04	1,032.76	1,518.91	484.66	3,703.51	4,201.14	6,134.50
2011年12月	8,455.35	2,199.42	18,434.39	1,825.74	7,072.08	2,646.35	1,025.32	1,530.73	351.55	3,821.99	4,371.96	4,624.30
2012年12月	10,395.18	2,269.13	22,656.92	1,997.05	7,699.50	3,167.08	1,391.93	1,688.95	413.73	4,316.69	5,812.73	5,905.10
2013年12月	16,291.31	2,115.98	23,306.39	2,011.34	8,611.51	3,167.43	1,297.71	1,866.96	504.63	4,274.18	5,889.83	6,304.00
2014年12月	17,450.77	3,234.68	23,605.04	1,915.59	9,307.26	3,365.15	1,497.67	1,761.25	545.63	5,226.95	7,230.57	8,282.70
2015年1月	17,674.39	3,210.36	24,507.05	1,949.26	9,361.91	3,391.20	1,581.25	1,781.26	576.07	5,289.40	7,689.91	8,808.90
2月	18,797.94	3,310.30	24,823.29	1,985.80	9,622.10	3,402.86	1,587.01	1,821.21	592.57	5,450.29	7,730.57	8,844.60
3月	19,206.99	3,747.90	24,900.89	2,041.03	9,586.44	3,447.01	1,505.94	1,830.78	551.13	5,518.68	7,940.49	8,491.00
4月	19,520.01	4,441.66	28,133.00	2,127.17	9,820.05	3,487.39	1,526.74	1,818.27	562.40	5,086.42	7,714.82	8,181.50

（出所）ブルームバーグ

みなと銀行上海駐在員事務所

中国長江デルタ経済圏へ進出をされている、または、今後進出や投資をご検討されているお客さまのサポート

上海駐在員事務所では、このようなサービスをご提供しております。

- 中国の金融経済等各種情報の提供
- 中国企業及び日系・外資系企業の動向調査
- お客さまの中国進出に関する支援活動



中華人民共和国上海市銅仁路 195 号 中欣大廈 3312 号室
 TEL. 86-21-6289-8080 FAX. 86-21-6289-8608

みなと銀行 上海駐在員事務所 所長 河村 真二



みなと銀行上海駐在員事務所は 2007 年 4 月に開所しました。日本からの派遣行員 1 名、ローカルスタッフ 1 名の計 2 名体制で業務にあたっています。

中国の GDP は 2010 年に日本を追い越し世界第 2 位になり、引き続き経済成長をしています。これまでは中国の安いコストで製造し日本や欧米に輸出する、いわゆる「世界の工場」でしたが、経済成長に伴い収入が増え生活レベルも向上した中国の方をターゲットにした「人口 13 億人規模の巨大市場」に変わりつつあります。

弊所は中国進出支援、既に進出しているお取引先への情報発信、現地ビジネスマッチング、商談会・セミナーの開催など多岐に亘るサポートをさせていただいています。ご要望、ご質問などございましたら弊所までお気軽にご相談ください。

お問い合わせ

みなと銀行
 国際業務部アジア室

〒651-0193 神戸市中央区三宮町 2 丁目 1 番 1 号

TEL. 078-333-3283 FAX. 078-331-7796